教 施 第 3 9 4 号

平成29年６月15日

各 教 育 局 長
各道立学校長　様

総 務 施 策 局 施 設 課 長
学 校 教 育 局 高 校 教 育 課 長
学校教育局特別支援教育課長

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長並びにスポーツ庁参事官（地域振興担当）から通知（以下「別添通知」という。）がありました。

別添通知によると、標記については、消費者庁の消費者安全調査委員会により、体育館の床から剥離した床板による負傷事故について、事故等原因調査が実施され、このたび、調査委員会において事故等原因調査報告書（以下「報告書」という。）が取りまとめられ、消費者安全調査委員会委員長より文部科学大臣に対し意見提出があったところです。

また、報告書によると、体育館の床板の一部が剥離し、腹部に突き刺さり重傷を負う等の事故が平成18年度から平成27年度までの間に７件確認されたこと（全て道外）、また、当該事故は新しい体育館でも発生していることから、同様の事故が発生するリスクはあらゆる体育館に存在し、体育館の床板が剥離する要因としては、清掃時における想定以上の水分の吸収及びその乾燥の影響が考えられ、体育館の維持管理が非常に重要とされています。

なお、別添通知に記載の項目（別添通知の記以下１から５）の取組状況について、調査が実施されることとなっていることから、学校における生徒の安全確保のため、報告書を踏まえた体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策をより一層推進し、維持管理における取組等を適切に実施するようお願いします。

また、別添通知後段に記載の消費者庁ホームページに掲載の報告書を閲覧し、趣旨の理解についてよろしくお願いします。

（総務政策局施設課道立学校グループ）
（学校教育局高校教育課高校予算グループ）
(学校教育局特別支援教育課企画・振興グループ)